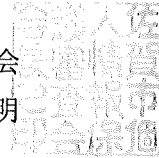


答申第144号
平成31年4月26日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、平成31年4月16日付け佐市企政第14号により諮問がありました「「プレミアム付商品券」事業実施における個人情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。